資料6

流域水害対策計画の策定について

令和8年10月27日
矢出沢川流域水害対策協議会及び同幹事会

■目次

１　流域水害対策計画の目的と全体像
２　流域水害対策計画に記載する事項
３　流域水害対策計画における基本的事項

1 流域水害対策計画の目的と全体像

○ 特定都市河川流域において浸水被害対策を総合的に推進し、浸水被害の防止・軽減を図るため、流域水害対策協議会における協議を踏まえ、河川管理者や地方公共団体等の関係者が共同して流域水害対策計画を策定

流域治水:流域全体で行う総合的かつ多層的な水災害対策

氾濫をできるだけ防ぐための対策

- 堤防整備、河道掘削や引堤
- ダムや遊水地等の整備
- 雨水幹線や地下貯留施設の整備
- 利水ダム等の洪水調節機能の強化

これまでの対策の加速化（行政）

加えて

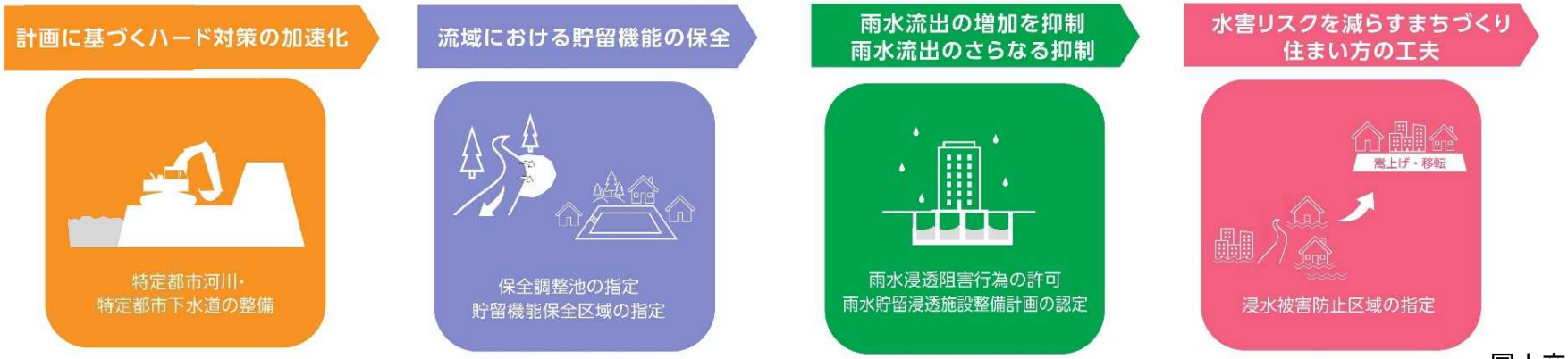
被害対象を減少させるための対策

- 居住の誘導（高台への移転等）
- 建築物構造の工夫（ピロティ化等）

被害の軽減・早期復旧・復興のための対策

- 浸水ハザード情報の提供　等

さらなる対策（行政+住民+企業）



国土交通省資料を加工

2 流域水害対策計画に記載する事項

○ 流域水害対策計画に記載する事項は、法第4条第2項第1号～第14号に規定されている
○ 流域の特徴や浸水被害対策の課題、目標となる降雨等を踏まえ、河川・下水道の整備や流域における雨水貯留浸透対策、土地利用の方針などを計画に位置付け

流域水害対策計画に記載する事項

基本的事項

1. 計画期間
2. 浸水被害対策の基本方針
3. 都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨
4. 都市浸水想定

河川管理者
- 5.特定都市河川の整備
- 6.河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備

下水道管理者
- 7.下水道管理者が行う特定都市下水道の整備
- 10.下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設の操作

地方公共団体 民間事業者等
- 8.河川管理者・下水道管理以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透
- 9.雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項

- 11.都市浸水想定の区域における土地の利用
- 13.浸水被害が発生した場合における被害拡大防止のための措置
- 12.貯留機能保全区域・浸水被害防止区域の指定の方針
- 14.その他浸水被害の防止を図るために必要な措置

国土交通省資料より引用

2 流域水害対策計画に記載する事項（構成案）【今後検討】

○ 計画の構成、具体的な記載内容については下記を想定

目次構成		主な記載内容
第1章	特定都市河川流域の現状と課題	・流域、河川、下水道の概要 ・浸水被害、治水対策の現状、課題
第2章	特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針（第1,2,3号）	・計画期間 ・計画対象降雨
第3章	都市浸水想定（第4号）	・計画対象降雨時の内外水の浸水想定 （計画実施前後）
第4章	特定都市河川の整備に関する事項（第5号）	・河川工事の目的、種類、施工区間
第5章	特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項（第6号）	・河川管理者による貯留浸透施設の整備
第6章	下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項（第7号）	・下水道整備の内容
第7章	特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項（第8号）	・公共施設における浸透貯留施設の整備 ・ため池、水田による雨水貯留 ・流域の森林整備
第8章	雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項（第9号）	・民間事業者による施設整備計画の認定
第9章	下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設の操作に関する事項（第10号）	・排除ポンプの停止基準
第10章	都市浸水想定の区域における土地の利用に関する事項（第11号）	・水害リスクを踏まえた都市計画 ・浸水被害軽減
第11章	貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針（第12号）	・各区域の指定
第12章	浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項（第13号）	・ハザードマップの作成 ・防災教育、広報
第13章	その他浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項（第14号）	・被害抑制に関する事項 ・計画管理に関する事項

3 流域水害対策計画における基本的事項 【今後検討】

基本的事項： 計画期間の考え方

○ 計画期間は、浸水被害の防止又は軽減の効果を発現させるために必要な期間とし、流域水害対策計画の策定時から概ね20～30年間程度を一つの目安とする

○ 矢出沢川流域における具体的な計画期間は、関連する既定の計画等の計画期間や、浸水被害対策の実効性等を踏まえ、今後検討する

関連する既定の計画

河川整備計画

・具体的な河川整備に関する事項を定めたもの
・県内を16圏域に分割して策定（上小圏域）
・令和6年3月に変更
・計画対象期間は概ね20年間

上田市都市計画マスタープラン

・土地利用のあり方や都市施設の整備方針などを具体的に定めるまちづくりの指針
・令和6年3月に見直し
・目標年度は20年後

3 流域水害対策計画における基本的事項 【今後検討】

基本的事項： 計画対象降雨の考え方

- ○ 計画対象降雨は、流域水害対策計画に定める浸水被害対策の検討の前提となる降雨
- ○ 計画対象降雨に対する浸水状況を踏まえ、河川・下水道の整備や流域における雨水貯留・浸透対策等の内容、規模及び役割分担を検討
- ○ 矢出沢川流域における計画対象降雨は、今後、河川整備計画との整合や過去の浸水被害の発生状況等を総合的に勘案し、今後、協議会において検討の上、設定する

整合させる既定の計画

河川整備計画（現行）

・平成22年8月洪水を受け策定
・年超過確率1/30規模の降雨による洪水を目標

上田市下水道ビジョン

過去の浸水被害

平成22年8月洪水

・最大60分雨量57㎜（上田観測所）
・浸水面積約3ha、床上浸水79戸、床下浸水64戸

その他洪水

令和4年7月、令和元年10月、令和5年6月、
令和6年4月、令和7年7月

3 流域水害対策計画における基本的事項 【今後検討】

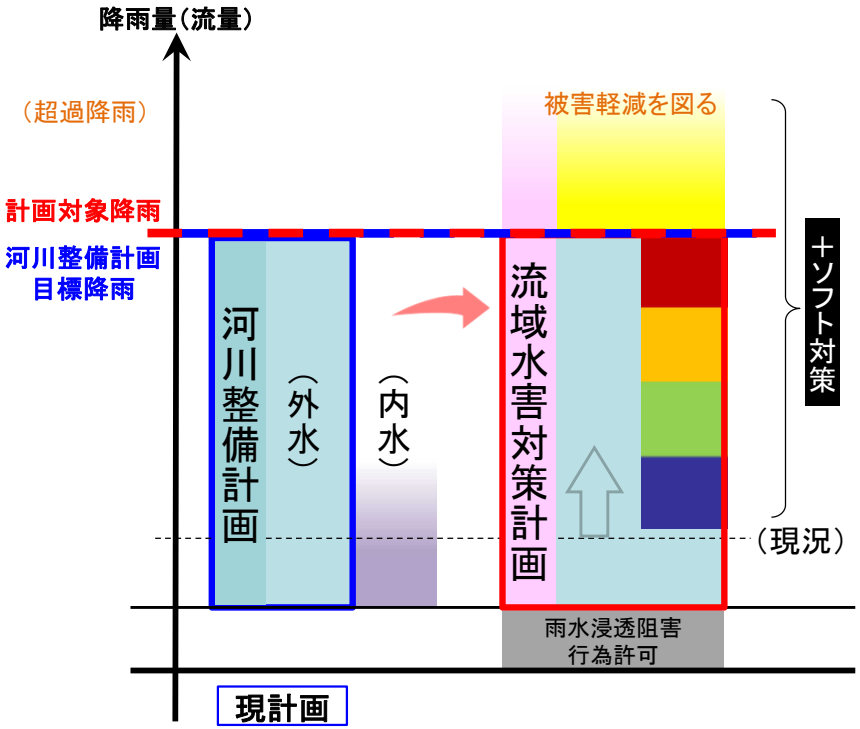
流域水害対策計画における浸水被害対策のイメージ

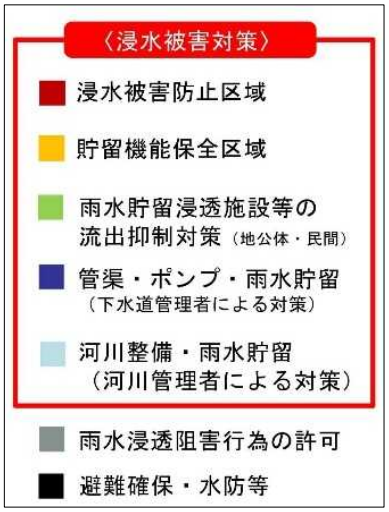
○ 計画対象降雨を踏まえ、河川・下水道の整備や流域における雨水貯留浸透対策等について、流域全体の各対策が担う目標量を検討

○ 各対策の内容、実施主体及び目標量を明確にすることにより、関係者間で対策目標を共有するとともに、対策の進捗状況を確認しながら、流域全体で浸水被害の防止・軽減を推進

イメージ①

河川整備計画の目標降雨を、計画対象降雨に設定
→内水氾濫や局所的な浸水など、河川整備だけでは対応できない浸水被害の防止・軽減を目指す





イメージ②

河川整備計画を上回る降雨を、計画対象降雨に設定
→河川整備計画よりも高い規模の降雨に対する浸水被害の防止・軽減を目指す

